

一般材についての検査方法

全部改正：平成19年11月15日農林水産省告示第1416号

一部改正：平成25年12月20日農林水産省告示第3085号

最終改正：平成27年3月9日農林水産省告示第512号

一般材（製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材並びに構造用パネルを除く。）についての検査は、各個に行う。

最終改正の改正文（平成27年3月9日農林水産省告示第512号）抄
平成27年6月7日から施行する。